

研修の実施状況

研修の実施状況(病院数)(複数回答)

項目	院内研修		院外研修(1週間以下)		院外研修(1週間以上)	
	病院数	割合	病院数	割合	病院数	割合
看護職員の新任教育(新人対象)	491	79.6	205	33.2	4	0.6
経験年数別研修	355	57.5	229	37.1	16	2.6
学生の実習指導に関する研修	184	29.8	116	18.8	197	31.9
看護師長・主任看護職員の研修	276	44.7	369	59.8	139	22.5
看護管理者(看護部長)研修	66	10.7	353	57.2	50	8.1
医療・看護の関する新知識等の講義、看護研究発表会、学会の参加等	370	60.0	484	78.4	20	3.2
他の医療施設への研修のための派遣	55	8.9	189	30.6	55	8.9
大学での受講、海外研修	11	1.8	36	5.8	60	9.7
認定看護師・専門看護師研修	24	3.9	33	5.3	77	12.5
その他	37	6.0	25	4.1	25	4.1
不明・無回答	66	10.7	60	9.7	287	46.5
総計	617	100.0	617	100.0	617	100.0

* 看護職員就労状況実態調査(厚生労働省医政局看護課)

院内教育(複数回答)

(単位:%)

	平成3年	平成7年	平成11年
新採用看護師への教育	84.3	83.5	80.5
接遇教育	74.3	67.7	56.9
医療・看護についての新情報・知識の講義	68.4	66.3	64.9
看護補助者(介護職員)の研修・教育	63.3	65.7	—
テーマ別研修	58.6	50.6	49.7
看護研究する者へのサポート	57.9	49.8	53.4
リーダー教育	57.6	53.8	49.3
主任・師長教育	57.1	53.0	52.6
管理者研修	49.2	41.6	40.5
就職後3年目の看護師を対象とした教育	46.8	42.8	40.5
病棟クラークの教育・研修	12.6	12.5	15.7
その他	5.6	4.1	5.1
特に行っていない	2.4	2.0	5.1

* 病院看護基礎調査(日本看護協会)

「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会」第2回資料

平成14年度厚生労働科学研究費補助金医療技術評価総合研究事業「看護職新規採用者の臨床能力の評価と能力開発に関する研究」(主任研究者 明石恵子)のデータを再集計し検討会資料とされたもの

「看護職新規採用者の臨床能力の評価と能力開発に関する研究」について

○200床未満の病院と200床以上の病院の新人看護職員教育に関するデータについて分析。

○200床未満の病院: 25施設(平均病床数 124.0±8.8)

200床以上の病院: 83施設(平均病床数 463.4±26.4)

○約80%の病院が病院全体の教育計画、評価方法を有している。

表1 病院全体の教育計画の有無

	200床未満 (%)	200床以上 (%)	合計 (%)
あり	20 (80.0)	74 (89.2)	94 (87.0)
なし	5 (20.0)	4 (4.8)	9 (8.3)
無回答	0 (0.0)	5 (6.0)	5 (4.6)
合計	25 (100.0)	83 (100.0)	108 (100.0)

表2 評価方法の有無

	200床未満 (%)	200床以上 (%)	合計 (%)
あり	20 (80.0)	66 (79.5)	86 (79.6)
なし	4 (16.0)	6 (7.2)	10 (9.3)
無回答	1 (4.0)	11 (13.3)	12 (11.1)
合計	25 (100.0)	83 (100.0)	108 (100.0)

○集合教育の実施は200床未満の病院で64.0%、200床以上の病院で84.3%。

表3 集合教育の実施の有無

	200床未満 (%)	200床以上 (%)	合計 (%)
あり	16 (64.0)	70 (84.3)	86 (79.6)
なし	7 (28.0)	1 (1.2)	8 (7.4)
無回答	2 (8.0)	12 (14.5)	14 (13.0)
合計	25 (100.0)	83 (100.0)	108 (100.0)

表4 機会教育の実施の有無

	200床未満 (%)	200床以上 (%)	合計 (%)
あり	16 (64.0)	64 (77.1)	80 (74.1)
なし	5 (20.0)	3 (3.6)	8 (7.4)
無回答	4 (16.0)	16 (19.3)	20 (18.5)
合計	25 (100.0)	83 (100.0)	108 (100.0)

○80%以上の病院でプリセプター制を導入、教育担当者を設置。

表5 プリセプター制の導入の有無

	200床未満 (%)	200床以上 (%)	合計 (%)
あり	21 (84.0)	72 (86.7)	93 (86.1)
なし	2 (8.0)	6 (7.2)	8 (7.4)
無回答	2 (8.0)	5 (6.0)	7 (6.5)
合計	25 (100.0)	83 (100.0)	108 (100.0)

表6 施設全体の教育担当者の有無

	200床未満 (%)	200床以上 (%)	合計 (%)
あり	20 (80.0)	80 (96.3)	100 (92.6)
なし	4 (16.0)	1 (1.2)	5 (4.6)
無回答	1 (4.0)	2 (2.4)	3 (2.8)
合計	25 (100.0)	83 (100.0)	108 (100.0)

表7 病棟単位の教育担当者の有無

	200床未満	200床以上	合計 (%)
あり	22 (88.0%)	79 (95.2%)	101 (93.5)
なし	2 (8.0%)	0 (0%)	2 (1.9)
無回答	1 (4.0%)	4 (4.8%)	5 (4.6)
合計	25 (100.0)	83 (100.0)	108 (100.0)

看護職員の資質の向上対策について

看護基礎教育関連

○看護教員養成研修（昭和45年～）

目的：看護教員の確保と資質の向上

対象：実務経験5年以上であって講習会終了後看護教育に従事する者

○実習指導者講習会（昭和49年～）

目的：実習指導者に必要な知識・技術の修得

対象：実習指導者または実習指導者となる予定にある者

○専任教員再教育事業（平成11年～）

目的：看護教員の資質の向上

対象：専任教員として従事している者

臨床看護実践関連

○中堅看護職員実務研修 短期研修（平成12年～）

目的：看護職員の専門性の向上及び医療事故の防止等今日的課題への対応を図るため研修を実施し、看護職員の資質の向上を図る。

○中堅看護職員実務研修 中期研修（平成13年～）

目的：先端的科学研究の知見を臨床看護に応用し、専門的な看護ケアを提供するための研修を行い、看護職員の資質の向上を図る。

対象：実務経験5年以上の中堅看護職員

○看護職員専門分野研修（平成15年～）

目的：特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進する。

対象：指導的専門的立場の看護職員

「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」の概要

はじめに

医療安全の確保及び臨床看護実践の質の向上の観点から、新人看護職員研修について検討を行い、平成16年3月10日に報告書を取りまとめた。(参考1、参考2参照)

第一部 新人看護職員をめぐる現状と課題

1 臨床現場の現状と課題

○看護の現状

医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、平均在院日数の短縮化等の中で、

- ・看護職員の役割の複雑多様化、業務密度の高まり
- ・多重課題への対応能力養成の必要性
- ・看護職員の社会的責任の拡大
- ・ヒヤリ・ハット事例での新人看護職員の占める割合の高さ

○看護の質を確保、向上させ、医療安全を確保するために、新人看護職員研修の充実の必要性は非常に高い。

2 新人看護職員研修の現状と課題

新人看護職員研修の実施内容は様々であり、標準的な指針の策定が求められる。

3 看護基礎教育における現状と課題

複数の患者の受け持ちや多重課題への対応等について、基礎教育で身につけることは困難。

第二部 新人看護職員研修到達目標及び新人看護職員研修指導指針

I 新人看護職員研修の考え方

- 1 新人看護職員研修は、看護実践の基礎を形成するものとして極めて重要な意義を有する。
- 2 医療機関の全職員に対する組織的な研修の一環として位置付けられるべきものである。
- 3 多重課題を抱えながら複数の患者を受け持ち、安全に看護ケアを提供するための看護実践能力を強化することを主眼とする。

II 新人看護職員研修到達目標及び新人看護職員研修指導指針の前提

- 1 病院において看護ケアを提供する看護職員を想定。
- 2 到達目標及び指導指針の内容は、基本事項として提示するが、施設規模等の状況により、適宜調整することを想定。

Ⅲ 新人看護職員研修到達目標

看護職員として必要な姿勢及び態度並びに新人看護職員が卒後1年間に修得すべき知識、技術の目標を提示。到達目標は、以下の3つの要素に分けたが、これらは臨床実践の場で統合されるべきものである。(図1)

1 看護職員として必要な基本姿勢と態度

- ①看護職員としての自覚と責任ある行動
- ②患者の理解と患者・家族との良好な人間関係の確立
- ③組織における役割・心構えの理解と適切な行動
- ④生涯にわたる主体的な自己学習の継続

2 看護実践における技術的側面

(2-1) 看護技術

- ①環境調整技術 ②食事援助技術 ③排泄援助技術 ④活動・休息援助技術
- ⑤清潔・衣生活援助技術 ⑥呼吸・循環を整える技術 ⑦創傷管理技術
- ⑧与薬の技術 ⑨救命救急処置技術 ⑩症状・生体機能管理技術
- ⑪苦痛の緩和・安楽確保の技術 ⑫感染防止の技術 ⑬安全確保の技術

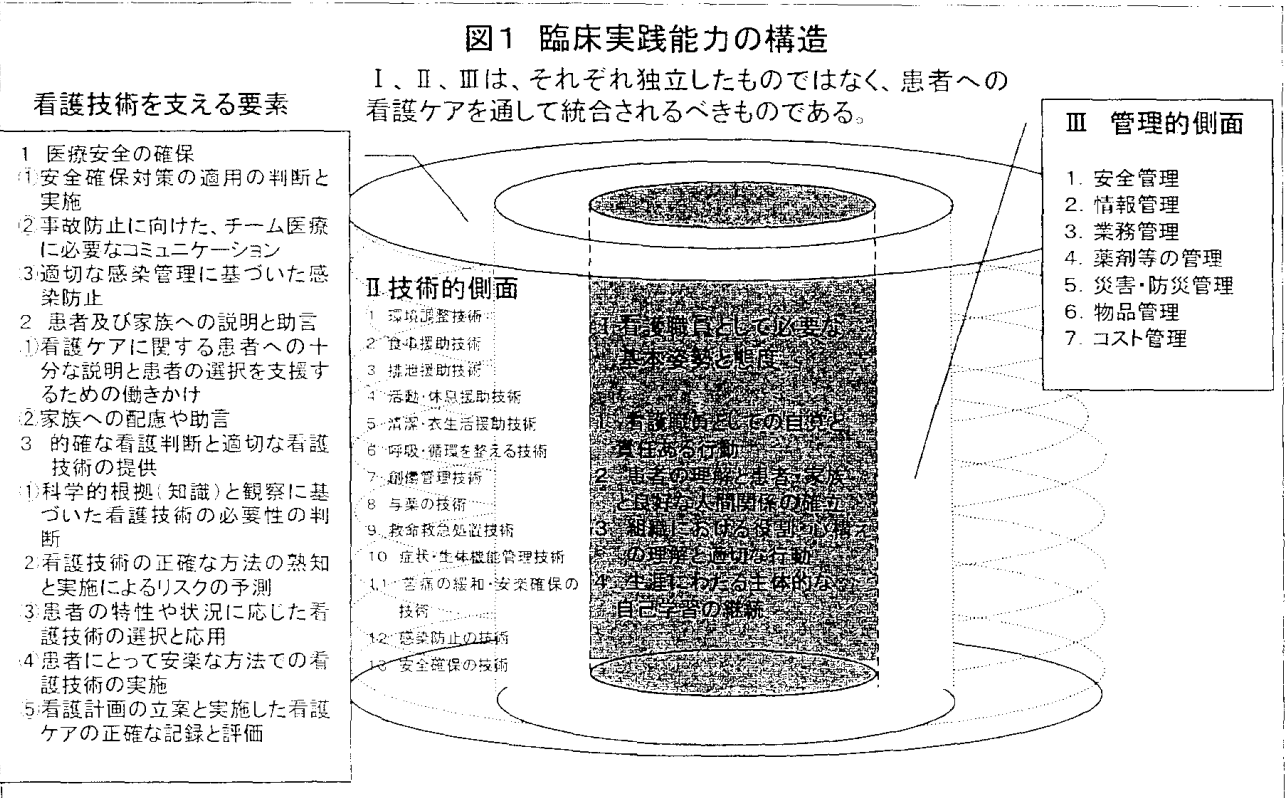
(2-2) 助産技術 ①妊産婦 ②新生児 ③褥婦 ④証明書等

○看護技術を支える要素

- ①医療安全の確保 ②患者及び家族への説明と助言
- ③的確な看護判断と適切な看護技術の提供

3 看護実践における管理的側面

- ①安全管理 ②情報管理 ③業務管理 ④薬剤等の管理 ⑤災害・防災管理
- ⑥物品管理 ⑦コスト管理



IV 新人看護職員研修指導指針

到達目標達成のために必要な要件、指導方法等を提示。

1 新人看護職員育成の方針

2 施設における研修体制の充実

- (1) 研修体制整備の意義
- (2) 職員の研修への参加
- (3) 施設における教育担当部門の設置
- (4) 看護部門における教育理念の明確化及び研修体制の整備
- (5) 教育担当者及び新人看護職員に対する業務上の配慮
- (6) 新人看護職員の精神的支援
- (7) 関係部署、他職種との連携
- (8) 看護基準及び看護手順等の整備
- (9) 新人看護職員研修へのIT（情報技術）の導入
- (10) 研修計画の評価、改善等
- (11) 施設間の支援体制

3 各部署における研修体制の整備

- (1) 看護管理者の役割及び教育担当者の配置
- (2) 実地指導者の配置
- (3) 実地指導者の負担の軽減
- (4) 教育内容等の提示
- (5) 各部署に必要な看護手順等の整備

4 新人看護職員の指導者育成のあり方

- (1) 実地指導者の要件
- (2) 実地指導者研修の場
- (3) 実地指導者研修のプログラム

5 各医療機関への適用

6 研修内容の公開等

- (1) 情報公開の意義
- (2) 各施設の研修内容等の公開
- (3) 就職前の学生への情報提供等

おわりに

全ての新人看護職員が求められる資質を確保できるような仕組みの構築に向けて、今後も継続して検討。

看護師学校養成所2年課程（通信制）について

（1）創設の趣旨

国民が望む質の高い医療の提供を推進するため、看護職員の資質の向上を図る方策の一つとして、准看護師が看護師の資格を得るための教育を受けることを推進する必要がある。

しかし、勤務時間の条件が合わない等の理由により、准看護師が業務を継続しながら通学することは困難な状況にある。

このため、平成15年3月に養成所指定規則を改正して、臨地実習を印刷教材等による授業、紙上事例演習（ e-learning ）、面接授業及び病院の見学により行うこと等とした通信制の2年課程を創設し、准看護師が看護師の資格を得るための教育の拡大を図ることとしたもの。

（2）制度概要

- ・入学資格 : 免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師
- ・修業年限 : 2年以上
- ・教育内容 : 現行の2年課程と同等のものとする。
- ・施行時期 : 平成16年度より

（3）教育方法

2年課程（通信制）を設置する養成所が、通信学習については、印刷教材、放送等による授業を行った上で、添削指導を行う。また、臨地実習については、紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業により行う。

1単位ごとにレポート提出又は単位認定試験などを行うことを標準とし、一定基準を超えた者について単位認定を行う。なお、総単位数の2分の1を超えない範囲で、放送大学、他の専修学校等での履修科目の免除を行うことができる。

平成16年度看護師2年課程（通信制）開校一覧

都道府県	設置者	学校名	所在地	1学年定員
山口県	学校法人東亜大学学園	学校法人東亜大学学園附属看護学院	山口県下関市	250名
福岡県	学校法人福岡保健学院	福岡看護専門学校	福岡県福岡市	250名
大分県	学校法人別府大学	別府大学附属看護専門学校	大分県別府市	150名

今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)

	実 績	ゴールドプラン21 (平成16年度) 介護サービス提供見込量
通所介護／通所リハビリテーション	91百万回	105百万回
短期入所生活介護／短期入所療養介護	3,018千週	4,785千週
訪問介護	145百万回	225百万時間
痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性老人グループホーム)	4,585か所	3,200か所
介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	59,209人分	105,000人分
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	345,562人分	360,000人分
介護老人保健施設	270,220人分	297,000人分

(注)○実績

- ・「通所介護／通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護／短期入所療養介護」及び「訪問介護」は、平成14年度の実績(介護給付費実態調査)。
- ・「痴呆対応型共同生活介護(痴呆性老人グループホーム)」は、平成16年3月末の実績(WAM-NET((独)福祉医療機構))。
- ・「介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)」は、「平成14年度福祉行政報告例」(平成15年3月31日現在)。
- ・「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」及び「介護老人保健施設」は、平成15年9月1日現在の実績(厚生労働省老健局振興課調べ)。

新エンゼルプランの目標値と達成状況について

	12年度	13年度	14年度	16年度目標値
低年齢児受入れの拡大	59.3万人	61.8万人	64.4万人	68万人
延長保育の推進	8,052か所	9,431か所	10,600か所	10,000か所
休日保育の推進	152か所	271か所	354か所	300か所
乳幼児健康支援一時預かりの推進	132	206	251	500市町村
多機能保育所等の整備	333か所	291か所	345か所	2,000か所
地域子育て支援センターの整備	1,376か所	1,791か所	2,168か所	3,000か所
一時保育の推進	1,700か所	3,068か所	4,178か所	3,000か所
ファミリー・サポート・センターの整備	116か所	193か所	262か所	180か所
放課後児童クラブの推進	9,401か所	9,873か所	10,606か所	11,500か所
フレイプラー・テレフォン事業の整備	39都道府県	43都道府県	47都道府県	47都道府県
再就職希望登録者支援事業の整備	24都道府県	33都道府県	47都道府県	47都道府県
周産期医療ネットワークの整備	14都道府県	16都道府県	20都道府県	47都道府県
小児救急医療支援事業の推進	51地区	74地区	112地区	13年度 360地区 (2次医療圏)
不妊専門相談センターの整備	18か所	24か所	28か所	47か所

障害者プラン(平成8～14年度)の主要目標の達成状況

事項	目標	プラン策定時(平成7年度)	平成14年度
グループホーム・福祉ホーム	約20,000人分	5,347人分	22,161人分
授産施設・福祉工場	約68,000人分	41,783人分	72,552人分
重症心身障害児(者)等の通園事業	約1,300か所	307か所	703か所
精神障害者生活訓練施設	約6,000人分	1,660人分	5,306人分
精神障害者社会適応訓練事業	約5,000人分	3,770人分	3,982人分
精神障害者精神科デイケア施設	約1,000か所	372か所	1,175か所
市町村障害者生活支援事業	概ね人口30万人 当たり概ね2か所	平成8年度に事業創設	302か所
障害児(者)地域療育等支援事業			470か所
精神障害者地域生活支援センター			377か所
市町村障害者社会参加促進事業	概ね人口5万人 規模を単位	80か所	550か所
ホームヘルパー	約4,500人上乗せ	—	専任42,722人上乗せ 兼任28,964人上乗せ
ショートステイ	約45,000人分	1,082人分	4,126人分
デイサービスセンター	約1,000か所	501か所	1,164人分
身体障害者療護施設	約25,000人分	17,169人分	25,310人分
知的障害者更生施設	約95,000人分	84,490人分	101,805人分

障害者基本計画「重点施策実施5か年計画」 (新障害者プラン) について

新しい「障害者基本計画」に基づき、その前期（平成15年度から19年度までの5年間）において、障害者施策の一層の充実を図るため、政府の重点施策に関し、新たなプランを策定する。（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）

厚生労働省関係部分のポイント

- 1 地域生活を支援するための在宅サービスを充実
 - ・ ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス等を整備。
- 2 住まいや活動の場を確保
 - ・ グループホーム、授産施設等を整備。
- 3 精神障害者の保健医療福祉施策を総合的に実施
 - ・ 精神障害に係るホームヘルパー、福祉ホーム等の目標を新設。
 - ・ 精神障害者地域生活支援センター、グループホーム等を拡充。
- 4 障害者の雇用・就業の確保に向けた取組
 - ・ 雇用障害者数に係る目標を設定。
 - ・ ハローワークの職業紹介件数に係る目標を設定。
- 5 施設は、在宅生活を支える地域の資源として活用
 - ・ 通所施設の整備に努め、入所施設については、目標を設定せず、真に必要なものに限定。

重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

1 在宅サービスの充実

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員（ホームヘルパー）	45,000 人	約 60,000 人
短期入所生活介護（ショートステイ）	4,500 人分	約 5,600 人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	1,000 か所	約 1,600 か所
障害児通園（デイサービス）事業	1,300 か所	約 11,000 人分
重症心身障害児（者）通園事業		約 280 か所
精神障害者地域生活支援センター	概ね人口30万人 当たり概ね各2か所	約 470 か所

2 住まいや活動の場等の確保

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業（グループホーム）	20,000 人分	約 30,400 人分
福祉ホーム		約 5,200 人分
通所授産施設	62,800 人分	約 73,700 人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	6,000 人分	約 6,700 人分